

## 担い手確保および若手の 活躍・育成等に係る取組について ～将来にわたる建設業の担い手確保のために～



もり かく しん ぞう  
森 角 信 三\*

建設業における担い手の確保は公共工事の品質確保に向けた重要な課題であり、特に、若手技術者の登用促進・育成が求められているところである。中部地方整備局港湾空港部では、公共工事の発注に係る総合評価をはじめとした各種の取組を推進しており、その現状について本稿で紹介する。

### 1. はじめに

港湾整備を含む建設業においては、少子高齢化に伴う労働人口の減少に伴い技術者や技能労働者の不足が懸念され、優良な社会資本の整備のためにも将来にわたる担い手の確保が必要である。

特に、建設業の未来を担う若手技術者の登用促進や官民一体となった育成活動による中長期的な担い手の確保が重要な課題となっており、これらを実現するための効果的な取組が求められているところである。

本稿では「担い手確保」「若手の活躍・育成」に係る、中部地方整備局港湾空港部における取組の現状について紹介する。

### 2. 総合評価落札方式の見直しによる担い手確保の取組

総合評価落札方式による入札契約手続きの実施において、若手技術者を始めとした担い手確保の観点から、配置予定技術者の実績や競争参加資格の運用について、以下の取組を行っている。

#### 1) 建設ジュニアマスターの評価の追加

【WTO以外の港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事において令和2年度から実施】

企業において優秀な技術者の配置の推進による品質向上を図ることとして「登録海上起重基幹技能者」

「建設マスター」の評価の実施において、新たに次世代の建設現場の担い手を確保・育成、建設マスターに達するまでの技術・技能の向上を図ることを目的として平成27年度に設立された「建設ジュニアマスター（青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰被顕彰者）」の評価を令和2年度より追加した。

当該案件の当該工種の全施工期間において「建設ジュニアマスター」を配置する場合にも企業の実績について評価しており、今後の活用が期待されることである。

表-1 港湾工事における適用例

配置を求める工種	対象となる建設マスター・建設ジュニアマスターの職種
浚渫工	しゅんせつ工 建設機械運転工(海上工事)
ケーソン・ブロック等据付	建設機械運転工(海上工事) 潜水作業がある場合:潜水士
海上地盤改良工	建設機械運転工(海上工事)
岸壁補修等 <sup>※</sup>	潜水作業がある場合:潜水士

※潜水作業を想定するような工事(既設鋼管杭の補修等)において適宜設定

#### 2) 配置予定技術者における同種要件設定の見直し 【全工事において平成30年度から実施】

競争参加資格の設定における配置予定技術者の同種要件の設定について、従前は「数量による要件(規模要件)」を求める場合に企業に求める要件の1/2の規模の実績を求めることとしていたが、若手技術

者は要件を満たす実績を持っていない者も多いため、将来を担う技術者の育成推進および競争参加機会の拡大を図る事を目的として、競争参加資格における配置予定技術者の「数量による要件の設定」はしないこととして実施している。

### 3) 若手技術者配置における評価の見直し

#### 【全工事において平成30年度から実施】

若手技術者の評価について、経験の少ない若手技術者登用の促進を図るため、若手監理技術者の配置と併せて技術指導者を配置する場合の総合評価の方法を改めている。

具体的には、配置予定監理技術者に40歳未満の若手技術者を配置し、併せて技術指導者を配置した場合においては、技術指導者については同種工事の実績・成績評定点・表彰の有無等について評価を実施し、若手技術者については資格（1級土木施工管理技士等）のみを保有していれば良い事として、平成30年度から実施しているところである。

以降、令和元年度末までの2年間において契約した全工事123件のうち22件の工事で競争参加資格の申請があり、若手技術者の登用を促進する状況となっている。

### 4) 出産等が不利にならない技術者評価の見直し

#### 【全工事において平成30年度から実施】

建設現場を男女ともに働きやすい環境にするため、入札時の技術者の評価において、出産・育児・介護休業（以下、「出産等」という）が不利にならないよう配置予定技術者の「評価期間を変更」して下記のとおり実施している。令和元年度末現在の申請件数は未だ0件であるが今後の活用が期待される。

- ◆配置予定技術者における工事実績、工事成績、表彰、継続教育等において、「出産等」により評価対象期間に休暇を取得した場合、取得した期間を評価対象期間に加えることを可としている。
- ◆例えば、過去15年の同種工事の実績を申請する際、申請者（配置予定技術者）が過去15年の間に1年間出産等による休業期間があった場合、15年より1年間遡った期間まで工事実績の期間を延長して申請することができる。
- ◆取得期間が1年未満の場合は評価対象期間を1

年分追加できるものとし、1年を超える場合は、取得期間を年単位で切り上げし追加するものとしている。

○「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方

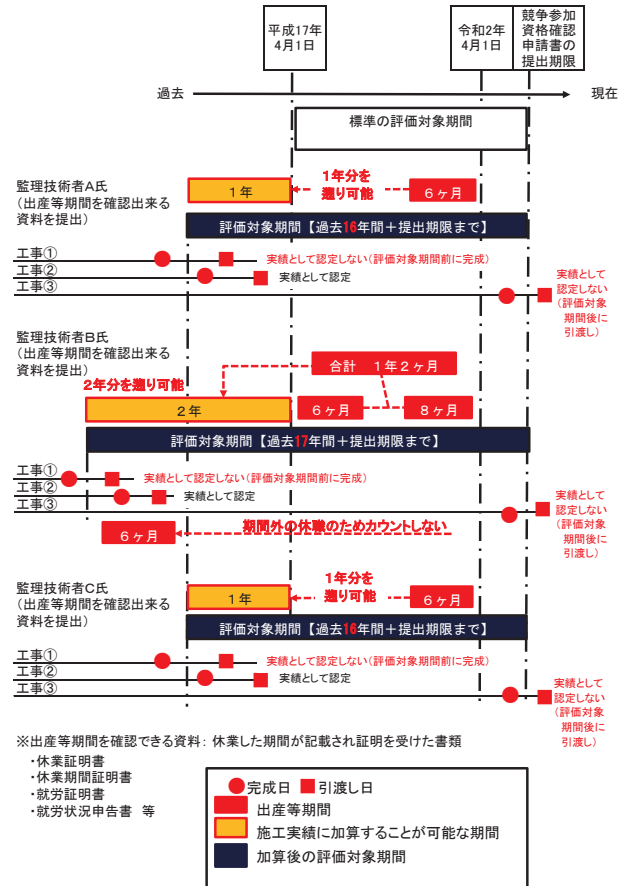


図-1 「出産等」の取得期間の考え方

## 3. 関係業界団体と連携した担い手育成

港湾整備をはじめとした建設業においては、新たな担い手として、女性技術者・若手技術者の一層の活躍が期待されている。

中部地方整備局港湾空港部では、女性技術者・若手技術者の育成や建設業への定着を図るべく、関係の業界団体である一般社団法人日本理立浚渫協会中部支部と連携して勉強会や当局若手職員との合同安全パトロールなどの取組を進めている。

### 1) 若手技術者を対象とした現場見学会・勉強会の開催

若手職員の技術力の向上を図るとともに働きやすく魅力ある建設業界を目指して、平成27年度から毎年、同協会との合同企画として官民合同による若

手技術者を対象とした現場見学会・勉強会を開催している。

5回目の開催となった令和元年度においては、当局および協会から40歳程度以下の若手技術者16名が参加、名古屋港金城ふ頭地区の現場を見学した後、会議室において「建設現場における働き方改革のための工夫」等についてグループ討議・発表会を行い、「週休2日の更なる推進や余裕ある工期設定」など発注者に対する意見や「タブレット・クラウドを活用した業務の効率化」など貴重な意見交換の場となった。また、アンケート結果では「非常に良かった」「来年以降も参加したい」との意見が多数を占め、参加した若手技術者から好評を得ている。



写真-1 現場見学会



写真-2 グループ討議・発表会

## 2) 官民合同安全パトロールの実施

令和元年6月には、建設業における女性の活躍や若手の定着、安全で働きやすい職場環境の推進を目指して、当局と同協会中部支部安全委員会各社の若手職員・女性職員等による合同安全パトロールを実施した。

名古屋港飛島ふ頭東地区の当局発注工場の現場において女性職員23名のほか10名の若手職員を含む51名の参加によりパトロールを実施、現場を勉強するだけでなく、発注者・受注者の女性職員同士で交流する良い機会をとったものである。



写真-3 安全パトロール

## 4. おわりに

平成26年に、公共工事品確法・建設業法・公共工事入札契約適正化法からなる「担い手三法」が一体として改正され、以降、中部地方整備局港湾空港部においても工事発注に係る総合評価をはじめとした各種の取組を実施しており、若手技術者の登用促進や女性技術者の交流など一定の成果が見えて来ているところである。

今後は、令和元年の「新・担い手三法」の改正も踏まえ、災害への迅速な対応や建設現場の働き方改革にも資するべく、より一層、公共工事の品質確保～担い手確保の推進に向けて、官民一体となった取組を進めていきたいと考えている。

